

京都・ケルン姉妹都市提携60周年記念ロゴマーク使用承認要領

(目的)

第1条 この要領は、京都・ケルン姉妹都市提携60周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは別紙のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマークの権利はケルン独日協会が所有し、京都市内で実施される事業等へのロゴマークの使用許可等については、京都市が管理することとする。

(使用の承認)

第4条 ロゴマークは、京都市とケルン市の姉妹都市提携60周年を記念し、両市の更なる交流促進を目的とする場合に、市長の承認を得て使用することができる。

2 ロゴマークの使用を希望する者は、ロゴマーク使用申請書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 京都市が共催又は後援する事業において使用するとき。
- (2) 報道機関が報道、及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 国がロゴマークの使用目的に沿って使用するとき。
- (4) その他市長が使用を認めることが適当であると判断したとき。

(使用を認めない場合)

第5条 市長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 京都・ケルン姉妹都市提携60周年記念の趣旨に反し、又は品位が損なわれる恐れがあると認められるとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有するとき。
- (4) ロゴマークの使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤解を与え、又は与える恐れがあると認められるとき。
- (5) ロゴマークそのものを商品化しようとするとき。
- (6) その他市長が使用を認めることが適当でないと判断したとき。

(通知)

第6条 市長は、使用を承認したときは使用承認通知（第2号様式）により、承認しないときは、使用不承認通知（第3号様式）により、それぞれ通知するものとする。また、市長は、ロゴマークの使用に際し、必要に応じて条件を付することができる。

(遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの形状を変更しないこと。
- (2) 承認を受けた内容に限り使用すること。
- (3) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(承認の取消)

第9条 市長は、ロゴマークの使用が本要領に違反していると認められる場合、使用の承認を取り消すことができる。

(事故、苦情の処理)

第10条 ロゴマーク使用の承認を受けた事業等に係る事故、苦情、損害等が発生した場合は、使用者が、自己の責任において必要な措置を講じることとし、京都市は一切の責任を負わない。

(報告)

第11条 市長は、ロゴマークの使用者に対し、その使用に関して必要と認められる場合には報告を求めるとともに、ロゴマークの使用中止、又は物品等の回収を求めることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総合企画局長が別に定める。

この要領は、令和5年2月24日から施行する。